水防法改正について

2000年 東海水害

日最大雨量428mm

9月11日、12日にかけて、台風14号により東海地方を襲った集中豪雨は、愛知県下に甚大被害を生じさせた

家屋浸水:約7万戸

一般被害額:6,560億円

(愛知県水害統計)

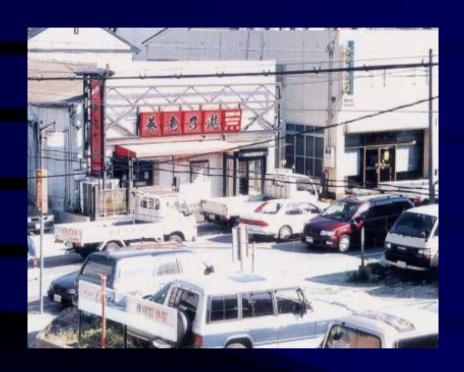


新川破堤状況



新川周辺の浸水状況

2000年 東海水害





平常時

被災時

【名古屋市天白区井の森町地内の被災状況(平成12年9月)】

H12東海水害の状況

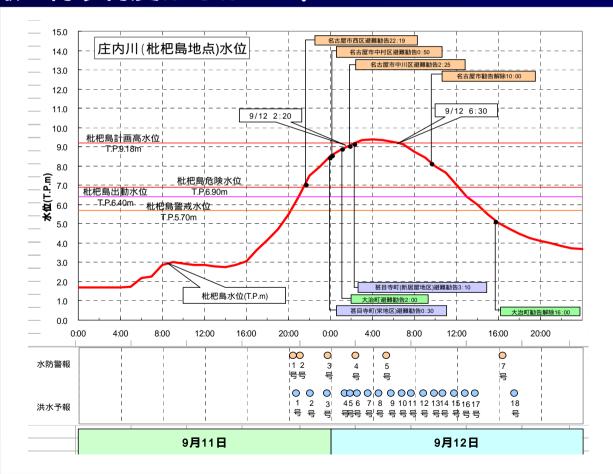
想定外の降雨

都市型水害として の特徴が顕著



洪水予報による避難措置

庄内川(国土交通大臣管理河川)では洪水予報がなされ適切な 避難措置が図られたのに対して、新川(愛知県管理河川)では 洪水予報を行う制度がなかった。



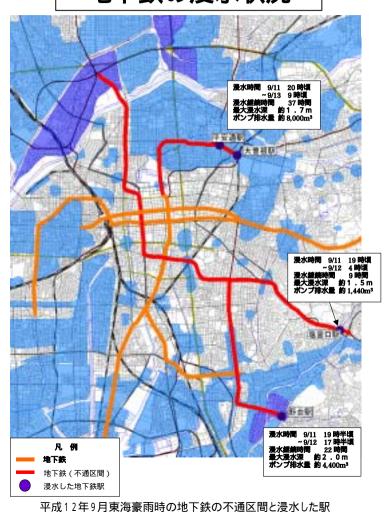
地下空間の水災対策

- ・東海豪雨では、地下鉄4駅が浸水し、3路線が不通となった
- ・地下空間は、地上と比較して 格段に水災上の危険が高く、 迅速な避難措置を講じること が必要



地下通路浸水 (地下鉄大曽根駅7番出入口H12.9.11)

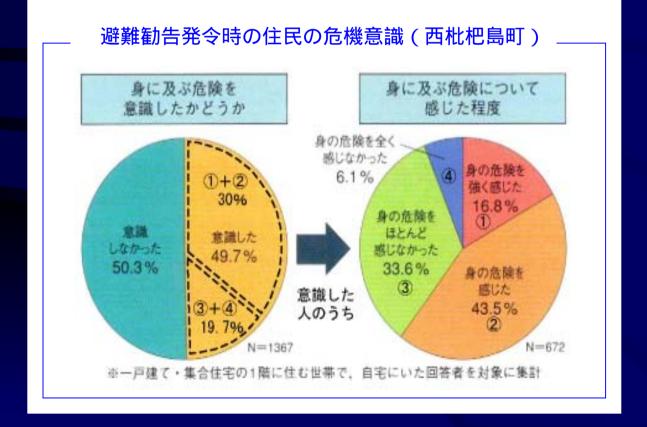
地下鉄の浸水状況



水害の危険性・避難情報の周知

庄内川沿川市町村で洪水ハザードマップを作成していたのは、岐阜県の多治見市のみであったため、水害の危険性・避難情報の周知が十分に行われていなかった。

西枇杷島町の水災後のアンケート調査では、「身の危険を意識した」人が全体の半分いるのに、「身の危険を感じた」人は30%にとどまっている。



水防法改正の内容

- (1) 洪水予報河川制度···H13.6改正
 - ・洪水予報河川の指定(国または都道府県)
 - ・洪水予報の実施(国または都道府県) 気象庁と協議し、共同で実施

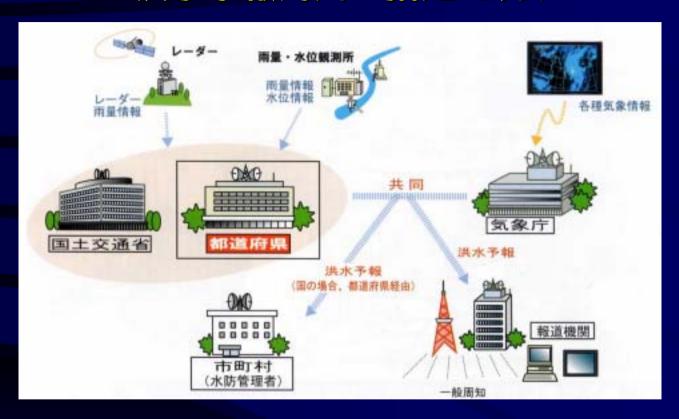
法10条(2)、法10条の2(1)

- (2) 浸水想定区域制度···H13.6改正
 - ・浸水想定区域の指定・公表(国または都道府県)
 - ・地域防災計画の作成(市町村)

法10条の4~法10条の5

洪水予報河川制度

洪水予報河川の指定・公表



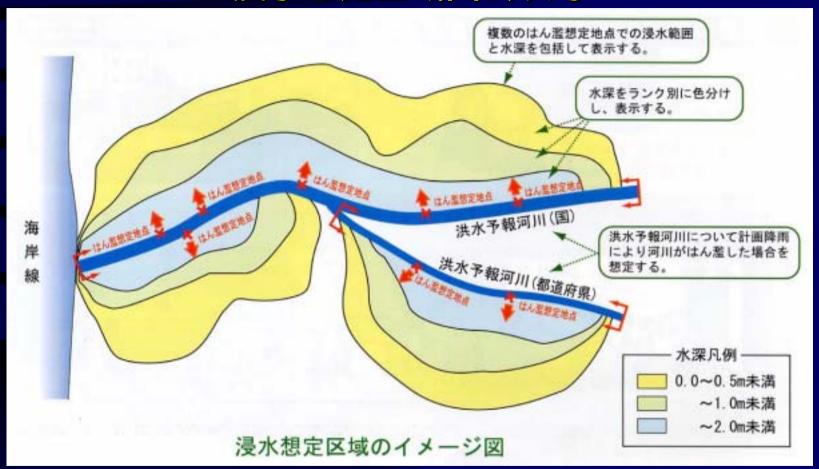
国土交通大臣、都道府県知事が洪水により相当な損害を生ずるおそれがある河川を洪水予報河川に指定。

この指定により、気象庁長官と共同して洪水予報を実施。

- 法10条及び10条の2 -

浸水想定区域制度

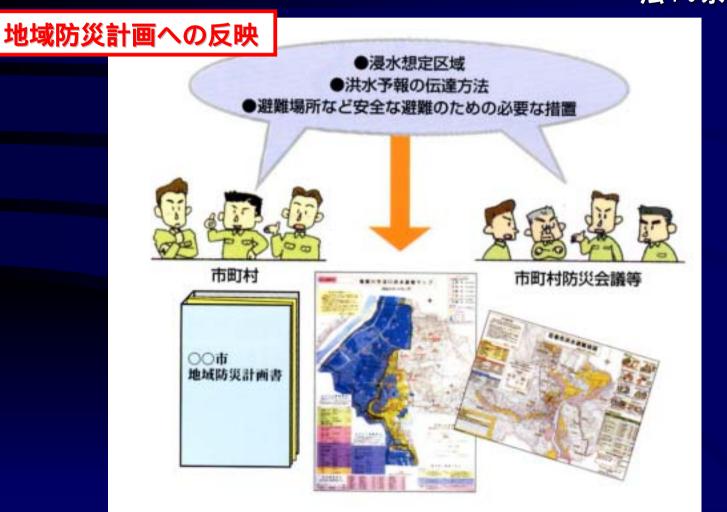
浸水想定区域図公表等



国土交通大臣、都道府県知事は、洪水予報河川の浸水想定区域、想定浸水深を公表し、市町村に通知する。

【住民の安全な避難措置】

市町村防災会議は、地域防災計画において浸水想定区域ごとに洪水予報の伝達方法、避難場所その他円滑かつ迅速な住民の避難の確保を図るために必要な事項を定める。
- 法10条の5(1)-



【避難地下空間管理者への情報伝達】

浸水想定区域内に地下街などの不特定かつ多数の者が利用する地下施設がある場合には、地域防災計画に洪水予報の伝達方法を定める。

- 法10条の5(2) -

